

沖縄県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の振込先口座について（注意喚起）

標記について、本補助金の支払いは、沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に委託して、初回振込を6月29日に行うことを予定しています。

つきましては、振込先口座については、下記のとおり取り扱いますので、登録口座に変更が必要な場合には、速やかにお手続きをお願いします。

記

1 国保連が振り込む口座について

1) 事業所番号に紐づけされた口座（新規指定時の口座登録や変更登録手続きにより、国保連へ届け出を行った口座）へ振り込みを行います。

2) 国の方針により、本補助金は債権譲渡（報酬ファクタリングサービス）先の口座へ振り込むことはできません。

2 登録口座の確認について（特に、債権譲渡を行っている事業者はご注意ください。）

1) 口座名義等の変更がある、事業所に紐づける口座情報に債権譲渡先口座を登録している、口座変更の手続きを失念しているなど口座情報の変更が必要にもかかわらず、国保連に対して変更手続きを行っていない場合、想定外の口座へ振り込まれる、名義相違による振込遅延などの支障が生じる場合があります。

2) 債権譲渡事業者への報酬の振込は債権譲渡先より報告された口座へ振込を行っており、事業所番号に紐づけされた口座へは振込を行っていないことから、事業所の登録口座情報に誤りがないかを申請時(変更届含む)の届出控え等にて確認をお願いします。

○口座情報の変更等の諸手続について（お問い合わせ先）

沖縄県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 電話：098-860-9022

担当：沖縄県子ども生活福祉部

障害福祉課（処遇改善支援事業補助金審査チーム）

電話：098-894-8245